

月形町第5次総合振興計画

令和7年3月
月形町

目 次

町長の言葉（決意）

P 0 4 第1章 はじめに

- 1 総合振興計画策定の趣旨
 - I 策定にあたって
 - II 策定体制
 - III 計画の編成・期間
 - IV 本計画とデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化
- 2 月形町の今（現状）

P 0 9 第2章 基本構想

- 1 令和16（2034）年のまちの姿（将来像）
- 2 基本理念
- 3 将来推計人口（月形町人口ビジョン）と目標
- 4 月形町の未来へ向けた基盤となる考え方
- 5 土地利用構想
- 6 まちづくりの柱（体系）
- 7 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の設定

P 1 6 第3章 前期基本計画

- 1 基本計画の考え方
 - 2 前期基本計画の体系（施策大綱）
 - 3 前期基本計画ごとの説明
 - 4 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - 5 重点プロジェクト
 - 6 まちづくり総合目標
 - I 目標の設定
 - II 目標の設定理由
- | | |
|---------|------------------|
| 前期基本計画1 | ともに支え合う健やかなまちづくり |
| 前期基本計画2 | 活力とにぎわいのあるまちづくり |
| 前期基本計画3 | 快適で安全・安心なまちづくり |
| 前期基本計画4 | 人が輝き文化を育むまちづくり |
| 前期基本計画5 | 未来の暮らしを支えるまちづくり |
| 前期基本計画6 | ともに生き、ともに歩むまちづくり |

10年後の月形町を見据えて

「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」の実現に向けて

本町は、平成27(2015)年に「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形」を将来像とする第4次月形町総合振興計画を策定し、本町ならではの自然や歴史文化を生かしながら、町民の皆さまとともにまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化や高度情報化社会への進展が予想を上回るスピードで進んでおり、誰もが暮らしやすい安全・安心なまちを維持するためには、人口規模・財政健全化を見据えた行財政運営が急務となっています。

これらの社会潮流や課題を見据え、町民の皆さまが安心して快適な生活を送ることができるまちづくりを進めるため、第5次月形町総合振興計画を策定しました。

本計画では、「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」を将来像に、基幹産業である農業の振興と農村環境の保全、快適で安全・安心な住環境の整備、テレワークによる時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現、アフターコロナ対策はもとより、人口減少・超少子高齢化社会の到来や頻発する自然災害、デジタル社会の推進、SDGs(持続可能な開発目標)の推進等、多くの課題に取り組んでいきます。

そのためには行政だけではなく、これまで以上に町民・地域・団体や事業者が一体的な取り組みや連携による地域共創が不可欠となっています。総合振興計画の実現に向けて、本町に関わるすべての人々がともに考え、ともに行動し、それぞれの役割を担いながら、誰もが活躍できる地域社会をつくることに重点を置いて取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました総合振興計画等審議会委員をはじめ、計画策定にご協力いただきましたすべての皆さまに心からお礼申し上げます。

令和7(2025)年3月

月形町長

第1章 はじめに

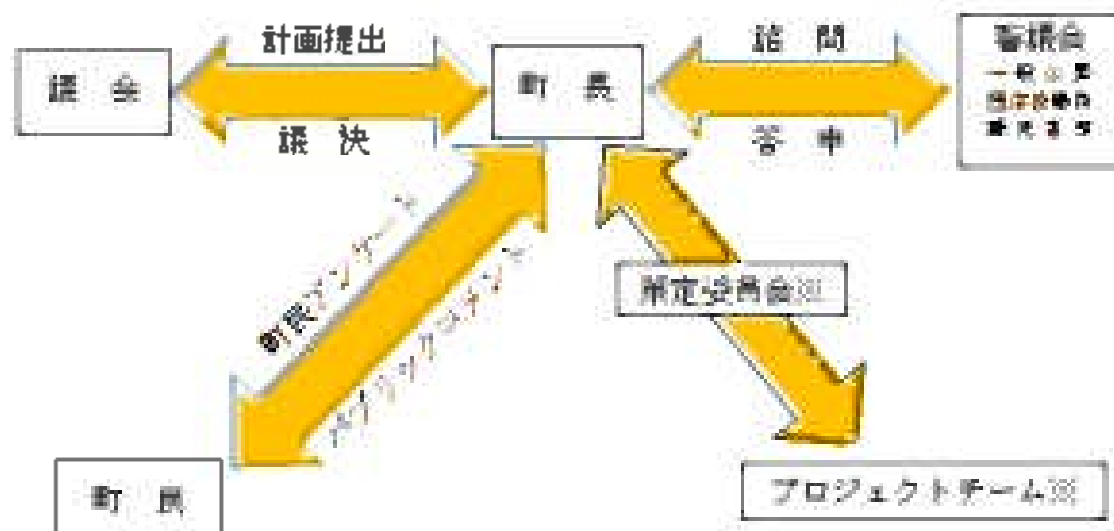
1 総合振興計画策定の趣旨

I 策定にあたって

本町は、社会情勢の変化に伴う町民ニーズや課題に対応するため、「第4次月形町総合振興計画」により、計画を見直しながらまちづくりを進めてきました。この間、人口減少社会の本格的な到来や少子高齢化の加速化、大規模災害の増加等、本町が乗り越えなければならない課題は年々増加の一途をたどっています。こうした社会情勢の変化に適應し、10年先を見据えて町民が安心して過ごせるよう、新たなまちづくりの道しるべとなる「第5次月形町総合振興計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

策定にあたっては、「町民アンケート」の実施により町民ニーズの分析を行い、各分野で活躍する委員で構成された「月形町総合振興計画等審議会」からの意見をいただき、職員で構成する「月形町総合振興計画等策定委員会」及び「月形町総合振興計画プロジェクトチーム」が各部署の所管施策との整合性を図りながら、「誰もがわかりやすく、実効性のある計画」となるよう作り上げました。

II 策定体制



※策定委員会：町議員のうち各課（局）長等が委員となり、基本方針の決定及び基本構想、基本計画原案の作成を行う。

※プロジェクトチーム：町議員のうち各課長等が委員で構成を行う。

Ⅲ 計画の構成・期間

基本構想

基本構想は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を展望し、まちづくりの方向性や将来像を示したものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の計画期間を前半5年間と後半5年間に分け、それぞれの期間で将来像の実現に向けた各施策の方向性、目標等を示したものです。

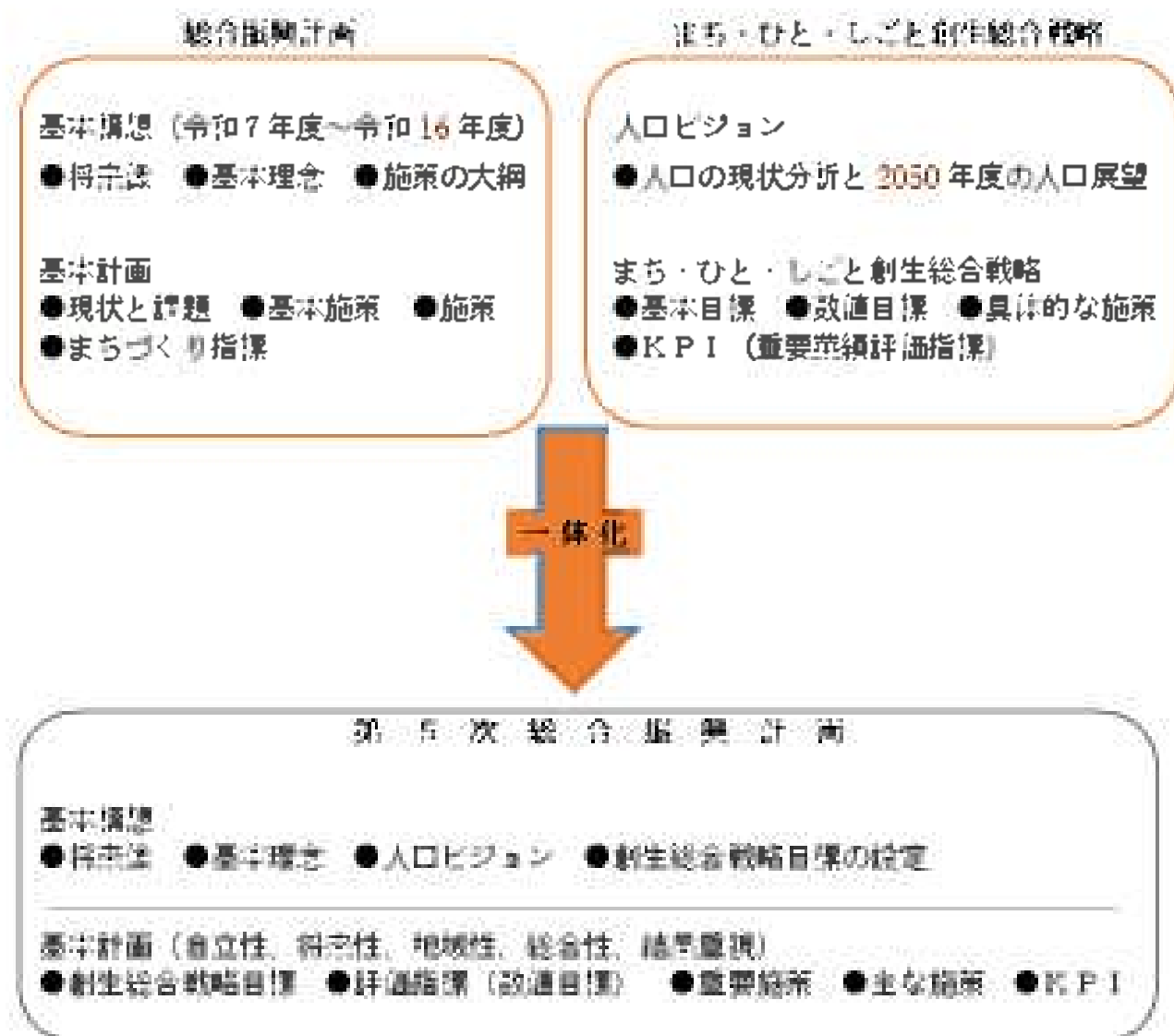
実施計画

実施計画は、基本計画で示す施策の効果的な実現に向けた具体的な事業を示すものです。1年ごとに財政状況を基に内容を見直します。



Ⅳ 本計画とデジタル田园都市国家構想の実現に向けた 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化

本計画は、月形町の最上位計画であり、総合的かつ計画的な町政運営を図るための計画です。
一方、「デジタル田园都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、
少子高齢化と人口減少に的確に対応し、月形町が将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるた
めの計画です。両計画は、まちづくりの今後を考えるにあたって共通した考え方を持つことから、
それぞれ個別に策定するのではなく、一体的に策定することとしました。



2 月形町の今（現状）

次の指標を基にまちの現状を把握し、問題点等を分析します。

指標	過去数値 ⇒ 現状値	現状の把握
1 人口	3,764 人 ⇒ 2,343 人 平成 25 年 令和 5 年	10 年間で 25% の人口減少 （注民基本台帳）
2 少子化	303 人 ⇒ 195 人 平成 25 年 令和 5 年	10 年間で 36% の年少人口（0～14 歳）減少（注民基本台帳）
3 高齢化率	35.3% ⇒ 43.5% 平成 25 年 令和 5 年	10 年間で 8.2% の高齢化率（65 歳以上）上昇（注民基本台帳）
4 第 1 次産業従事者	589 人 ⇒ 472 人 平成 22 年 令和 2 年	農業・林業従事者などが減少 （国勢調査）
5 第 2 次産業従事者	267 人 ⇒ 163 人 平成 22 年 令和 2 年	建設業・製造業従事者などが減少 （国勢調査）
6 経常収支比率	77.2% ⇒ 85.1% 平成 24 年 令和 4 年	大型事業の実施に伴う地方債償還比率の増加。（財政状況調査）

第2章 基本構想

1 令和16（2034）年のまちの姿（将来像）

「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」

月形町に必要なこと（課題）に基づき、設定された課題の達成に向け、まちづくりの方向性や将来像となる「基本構想におけるまちづくりの注」は、本町の特性を最大限に活かしながら、歴史・環境と共生するまちづくり、人と人との共生するまちづくり、そして多様な主体が力を合わせた自立したまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、すべての町民が心の絆によって結ばれ、心豊かで充実した人生を送っていることを実感できるまちをつくるため、次のとおり設定します。

①ともに支え合う健やかなまちづくり（保健・医療・福祉）

町民のニーズを踏まえた保健・医療・福祉体制の充実と、少子化に対応した子育て支援体制の充実

②活力とにぎわいのあるまちづくり（産業）

基幹産業である農業と商工業経営の安定化、独特の歴史を生かした観光・交流を注とした、活力ある産業の育成

③快適で安全・安心なまちづくり（生活環境）

環境との共生と安全性の向上を重視した、誰もが住みたくする生活環境の整備

④人が輝き文化を育むまちづくり（教育・スポーツ・文化）

未来を担う“人財”の育成と文化の発信に向けた、特色ある教育・スポーツ・文化の推進

⑤未来の暮らしを支えるまちづくり（生活基盤）

まちのさらなる発展を見据えた、便利で安全な生活基盤づくり

⑥ともに生き、ともに歩むまちづくり（協働・行財政）

自立力の強化に向けた、協働体制の強化とコミュニティの活性化、行財政改革の推進

2 基本理念

「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」

- ①すべての町民が互いに認め合い、支え合ってともに生きる、人と人との共生するまちづくりを進めます。
- ②多様な人々が協力し、自らの力で未来を拓く、自立したまちづくりを進めます。
- ③素晴らしい自然を大切にし、環境と調和したまちづくりを進めます。
- ④独自の歴史を尊重し、歴史と共生するまちづくりを進めます。

3 将来推計人口（月形町人口ビジョン）と目標

本町の総人口は、昭和35年の9,492人をピークに減少を続けています。近年の少子高齢化を背景とした人口減少は全国的な傾向であり、本町としても避けられない状況です。こうした状況の中、令和2年3月に改訂した「月形町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」では、令和7年の人口を2,921人と予測していましたが、少子化や転出超過が想定を上回り、現状では既に2,845人（令和5年4月1日現在、住民基本台帳）と予測を下回る結果となりました。

また、令和2（2020）年の国勢調査の結果を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が推計した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、本町の令和32（2050）年の人口が2,512人（減少率31.9%）と推計されました。

このような本町の現状を踏まえ、本計画を積極的に推進することにより、月形町人口ビジョンで推計した将来人口推計「令和17（2035）年、2,963人（国勢調査人口）、2,230人（住民基本台帳人口）」を上回る人口を目標とします。

4 月形町の未来へ向けた基盤となる考え方

社会の変化に対応するため、次の取り組みを町政運営の基盤とします。

SDGの達成に向けた取り組みの推進

本町を取り巻く社会情勢の変化等を予測しつつ、長期的、多角的な視点で持続可能な多様性のあるまちづくりを進めます。



デジタル・トランスフォーメーションの推進

行政のデジタル化や生活上の様々な分野におけるデジタル化を推進し、行政サービスの改革に取り組みます。

※デジタル・トランスフォーメーションとはICTの浸透により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。



デジタル田园都市国家构想
DIGIDEN

5 土地利用構想

土地は限られた資源であり、様々な活動の基盤となります。このため、自然・社会・経済・文化などの諸条件に配慮するとともに、SDGの視点を踏まえ、災害に強いまちづくりに向けた、土地の適正利用に取り組みます。

①災害に強いまちづくりを目指す土地利用

自然環境の持つ防災・減災機能の維持向上を図るとともに、交通安全・消防・救急救命など町民の生命と財産を守るための災害に強いまちづくりに留意した土地利用を推進します。

②豊かな自然環境と共生する土地利用

豊かで美しい自然環境を大切に保全し、次世代に継承するため、農地・森林など恵まれた自然環境を良好な状態で保全することを基本とし、新たな開発には自然環境や景観への配慮、自然環境との共生を図る土地利用を推進します。

③持続可能な産業の構築に向けた土地利用

優良な農地や森林の土地利用管理を維持するとともに、企業誘致や既存企業の支援など、効率的で持続可能な土地利用を推進します。

6 まちづくりの柱（体系）

課題や将来像の実現に向けて、新しいまちづくりの柱（体系）を次の6項目と位置づけ、次のとおり設定します。

①ともに支え合う健やかなまちづくり

【施策項目】

- ・保健、医療
- ・障がい者支援
- ・地域福祉
- ・高齢者支援
- ・子育て支援
- ・社会保障

②活力とにぎわいのあるまちづくり

【施策項目】

- ・農林業
- ・観光、交流
- ・消費者対策
- ・商工業
- ・雇用対策

③快適で安全・安心なまちづくり

【施策項目】

- ・環境、エネルギー
- ・上下水道
- ・墓地、火葬場
- ・交通安全、防犯
- ・廃棄物処理
- ・公園、緑地
- ・消防、防災
- ・雪対策

④人が輝き文化を育むまちづくり

【施策項目】

- ・学校教育
- ・青少年健全育成
- ・文化芸術、文化財
- ・生涯学習
- ・スポーツ
- ・国際化、地域間交流

⑤未来の暮らしを支えるまちづくり

【施策項目】

- ・土地利用
- ・道路、公共交通
- ・住宅政策
- ・情報化

⑥ともに生き、ともに歩むまちづくり

【施策項目】

- ・コミュニティ
- ・男女共同参画
- ・町民参画、協働
- ・自治体経営

7 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の設定

急速な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、将宗にわたって活力ある社会を維持していくため、国は平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、今後目指すべき将宗の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

これを受け、本町においても、人口減少・少子高齢化の克服に向け、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、「月形町創生総合戦略」を策定し、雇用の創出や移住・定住の促進に向けて取り組んできました。

しかしながら、平成30年において、我が国の総人口は8年連続で減少し、高齢化率は過去最高を記録、出生数も3年連続で100万人を割るとともに、東京圏への一極集中にも歯止めがかかるような状況には至りませんでした。

このような状況を踏まえ、国では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、社会情勢がさらに大きく変化する中、デジタル技術の浸透・進展などを踏まえ、地方の個性を生かしながら地方の社会課題の解決や魅力向上を図る地方創生の取り組みを加速化・強化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとして、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、令和5（2023）年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和4（2022）年12月に閣議決定されました。

本町においても、これまでの第1期及び第2期の取り組みを継承しつつ、今後はデジタルの力を活用しながら地方創生の取り組みを加速し、発展させていくため、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たに策定し、子どもから高齢者まで、誰一人取り残されることのないまちづくりを、次の基本目標のとおり推進します。

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 基本目標1 | 産業を元気にして雇用を育むことにより、月形町に「にぎわい」を創る |
| 基本目標2 | 移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を「えがお」にする |
| 基本目標3 | 安心して子育て環境をつくることにより、若い世代の「きぼう」をかなえる |
| 基本目標4 | 快適で安心な暮らしを確保することにより、月形町で「ゆとり」を実感する |
| 横断的目標 | デジタルの力と広域連携の推進 |

第3章

前期基本計画

1 基本計画の考え方

○基本計画は、目指すべき方向性、まちづくりの考え方が明確になるよう、まちづくりの柱ごとに体系的にまとめた分野横断的な構成とします。

○前期基本計画の計画期間は、令和7（2025）～令和11（2029）年度の5年間とします。

2 前期基本計画の体系（施策大綱）

基本理念	基本計画	施 策	
みんなであつくる未来 ともに歩むまちづくり	ともに支え合う 健やかなまちづくり	①保健、医療 ③障がい者支援 ⑤地域福祉	②高齢者支援 ④子育て支援 ⑥社会福祉
	活力とにぎわいのある まちづくり	①農林業 ③観光、交流 ⑤消費者対策	②商工業 ④雇用対策
	快適で安全・安心な まちづくり	①環境、エネルギー ③上下水道 ⑤墓地、火葬場 ⑦交通安全、防犯	②廃棄物処理 ④公園、緑地 ⑥消防、防災 ⑧雪対策
	人が輝き文化を育む まちづくり	①学校教育 ③青少年健全育成 ⑤文化芸術、文化財	②生涯学習 ④スポーツ ⑥国際化、地域間交流
	未来の暮らしを支える まちづくり	①土地利用 ③道路、公共交通	②住宅施策 ④情報化
	ともに生き、ともに つくるまちづくり	①コミュニティ ③男女共同参画	②町民参画、協働 ④自治体経営

3 前期基本計画ごとの説明

○6つの前期基本計画の詳細は次のとおりです。策定後、事業の進捗により適宜見直しを行いながら施策を推進します。

○施策ごとの評価指標は、関連する事業の評価指標を用いています。

4 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

I 基本的な考え方

本町においては、これまで2期にわたる創生総合戦略を策定し、基本目標、具体的な施策、KPIの設定による進捗管理を行いつつ、人口減少対策と地域創生総合戦略に努めてきました。

今回策定する「月形町デジタル田園都市国家構想総合戦略 第3期創生総合戦略」については、これまでの2期にわたる創生総合戦略と同様に、地域創生・人口減少に歯止めをかけるため、特に重要な施策を発展的にまとめました。

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略で求められている本町の役割を踏まえ、5つの目標を実現するために各種施策を展開していきます。

本町においては、雇用の創出や移住・定住の促進に取り組み、デジタルの力を活用した便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、効果的な施策を推進するため、令和11年度までを計画期間として設定します。

II 施策の体系

基本目標1 産業を元気にして雇用を創むことにより、月形町に「にぎわい」を創る

前期基本計画2 活力とにぎわいのあるまちづくり

主要施策1 農林業

P42 主な施策2 多様な担い手の育成・確保

新規就農者等招致促進事業

【内容】新規就農実習者の研修に要する経費に対して奨励金を交付するとともに、就農時の農業用機械の購入や住宅取得の経費に対して支援を行います。

就農支援事業

【内容】元就農者等の研修に要する経費や就農時の農業用機械等の購入に対して支援を行います。

P 43 主な施策3 生産性の向上、ブランド化の促進

農業改良事業

【内容】農業技術の改良普及及び農業経済の発展を図るため、月形町農業改良協会への事業経費を負擔します。

農業生産振興事業

【内容】施設園芸作物（花き・果菜類）の生産組合等で共同使用する機械等の導入及び、施設園芸作物の生産体制を省力化及び効率化する農業者の取組に対して支援を行います。

6次産業化推進事業

【内容】農産物の生産・加工・販売までを有機的に結び付け、新たな付加価値を創造する取り組みに対して支援を行います。

農産物ブランド化推進事業

【内容】本町における農産物の産地ブランドを創造するための取り組みに対して支援を行います。

主要施策1 商工業

P 45 主な施策1 商工会への支援

商工会への支援

【内容】商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開など、商工業の活性化を図ります。

P 46 主な施策2 地元企業への支援

中小企業振興対策事業

【内容】商工業の経営悪化と経営改善のため、町融資及び国、道、町における既存の制度融資増り入れに対する利子補給を行います。また、町融資借入時の保証金に対する補助を行います。

プレミアム付き商品券発行事業

【内容】プレミアム付き商品券を発行し、地域の消費の下支えと地域商業の活性化を図ります。

P 45 主な施策3 起業・新商品開発等の促進

起業等支援事業

【内容】新たな起業者の育成や、新商品の開発等を促進するための補助を行います。

主要施策4 雇用対策

P 46 主な施策2 中小企業等への支援

中小企業等支援事業

【内容】新たな起業者の育成や事業継続への支援、産工業後継者への支援等を行い、中小企業等者の育成、業務拡大を支援します。

基本目標2 移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を「えがお」にする

前期基本計画2 活力とにぎわいのあるまちづくり

主要施策3 観光・交流

P 46 主な施策2 観光・交流資源の整備充実・有効活用

観光資源を活かしたPRの推進

【内容】本町の歴史など、様々な観光・交流資源を活用し、観光PR活動をはじめとする観光・交流の活性化に向けた各種活動を一層充実させます。

皆美公園エリアを主体とした情報発信

【内容】道の駅として認可された皆美公園エリアを中心に町の情報発信に努め、観光客の誘客に努めます。

つきがた良まつりなどのイベントの推進

【内容】つきがた良まつりなどのイベントについて、関係団体と連携のもと、内容の充実を進め、観光に努めます。

前期基本計画5 未来の暮らしを支えるまちづくり

主要施策2 住宅施策

P71 主な施策1 住宅建設・購入等に関する支援の推進

民間賃貸住宅建設支援事業

【内容】人口減少の抑制及び定住人口の増加を図るため、民間事業者による賃貸住宅の建設及びリフォームに対して支援を行います。

快適な住まいづくり住宅補助

【内容】持ち家の建築又は購入を奨励し、定住化と併せて商工業の振興による地域経済の活性化を目的に、住宅の建設及び購入に対して支援を行います。

あんしん住宅補助

【内容】住宅の耐久性や居住性の向上を図るためリフォーム等を支援するとともに、空き家対策として危険家屋等の解体に対して支援を行います。

P72 主な施策4 移住・定住の促進に向けた取り組みの推進

移住定住促進事業

【内容】月形町空き家・空き地バンク制度の一環の推進を図ります。また、移住・定住を進める体制の構築を図ります。

前期基本計画6 とともに生活、とともに歩むまちづくり

主要施策2 町民参画・協働

P78 主な施策3 町民等との協働体制の強化と地域を支える人材の育成

地域おこし協力隊事業

【内容】都市部からの人材の受け入れを進め、地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊制度の活用を推進します。

基本目標3 安心できる子育て環境をつくることにより、若い世代の「きぼう」をかなえる

前期基本計画1 とともに支え合う健やかなまちづくり

主要施策4 子育て支援

P37 主な施策1 母子保健事業の推進 主な施策3 子育て支援サービスの充実

母子保健事業

【内容】保健師等が妊娠・出産・子育てに関する相談や各種情報提供を行うとともに、妊産婦・乳幼児健康診査や子育てサロン等の母子健康事業を推進し、妊娠期から子育て期まで切れぬ支援を行います。また、産婦人科医や助産師、小児科医へのオンライン相談事業を継続します。

地域子育て支援事業

【内容】認定こども園内に設置されている子育て支援センターを中心に、育児相談や各種講座の開催、情報の提供等を行います。

学童保育事業

【内容】保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また児童が健全に育成されるよう、学童保育所の充実を図るとともに、義務教育学校の設立に伴い距離が離れるため、近隣地への移転について検討します。

P37 主な施策2 教育・保育サービスの充実

認定こども園管理運営業務

【内容】児童が安全に楽しく過ごせるよう、認定こども園の保育環境を維持・改善していきます。また3歳未満児の保育料の無償化やこども園通園にかかる給食費無償化を継続します。

P37 主な施策4 出産・子育てに関する経済的支援の推進

出産・子育てに対する経済的支援

【内容】①子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化の継続、乳幼児医療費と通院交通費及び乳幼児定期予防接種の通院交通費を助成します。
②妊産婦健康診査や不妊治療費用のほか、通院交通費を助成します。
③助産師による産後ケアを受ける際の自己負担をなくし、利用しやすい事業にしていきます。

前期基本計画4 人が輝き文化を育むまちづくり

主要施策1 学校教育

P61 主な施策1 学校施設・設備の整備充実

義務教育学校施設の整備

【内容】子どもたちの安全な学習・生活の場として、小学校と中学校が一体となった新たな義務教育学校の校舎等を新規に整備します。

P62 主な施策6 高等学校の存続に向けた取り組みの推進

月形高校生への人材育成支援

【内容】月形高校のPR活動、入学奨励事業や進学奨励事業などにより、月形高校入学者の増加に向けた支援を行います。

主要施策4 スポーツ

主要施策5 文化芸術・文化財

P66 主な施策2 運動能力の向上とスポーツ競技者の育成

P67 主な施策1 文化団体・指導者の育成

若少年スポーツ・文化活動への支援

【内容】若少年健全育成基金の活用やスポーツ大会・文化コンクール等の出場へ支援することにより、若少年の主体的な活動を促進します。

前期基本計画1 とともに支え合う健やかなまちづくり

主要施策2 高齢者支援

P33 主な施策1 高齢者支援推進体制の充実

地域包括支援事業

【内容】高齢者の総合的な相談支援窓口、サービス提供体制整備の拠点である地域包括支援センターが中心となり、高齢者を支援します。

高齢者居宅生活支援事業

【内容】高齢者が安心して住み慣れた場所で生活を続けることができるよう、除害サービスや配食サービス等、生活を支援します。

主要施策3 障がい者支援

P35 主な施策1 障がい者支援推進体制の充実
主な施策3 障害の早期発見等療育、
機能の維持・改善の支援

障がい者相談支援事業

【内容】相談支援事業所と連携し、障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応します。

障がいの早期発見と療育の支援

【内容】母子保健及び児童福祉の担当者が協力して専門機関等と連携し、子どもの発育・発達の問題を早期発見して適切な療育につながるよう支援します。また、療育機関に通うための利用料や交通費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

主要施策5 地域福祉

P39 主な施策2 地域福祉の多様な担い手の育成
主な施策3 地域全体で支え合う活動の促進

地域福祉の担い手の育成

【内容】福祉関係に係る仕事への就業意欲を醸成し、障がい・介護・保育施設等への就業を促進するため、資格取得や就労定着に向けた支援を行います。

地域福祉事業

【内容】地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活性化を促進するとともに、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等の育成・支援します。

ふれあい見守り推進事業

【内容】高齢者や障がい者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、ふれあい見守り推進事業を実施します。

前期基本計画3 快適で安全・安心なまちづくり

主要施策8 雪対策

P59 主な施策1 道路除排雪体制の充実

道路除排雪体制の充実

【内容】冬期道路交通の安全と円滑な交通を確保するため、町道、歩道、公共施設の除排雪を行います。また、公共性の高い私道除雪の負担軽減を図るため、近隣住民で組織された団体に対して除雪委託業務にかかる経費の一部を補助します。

前期基本計画5 未来の暮らしを育めるまちづくり

主要施策3 道路・公共交通

P74 主な施策3 公共交通の維持・確保

札沼線バスの運行維持及び月形・岩見沢間路線バス事業の継続

【内容】持続可能な公共交通体系の構築を図るため、利便性の向上と利用促進を図ります。

路線バス及びハイヤー等の公共交通維持事業への支援

【内容】住民生活に必要な公共交通の維持を図るため、交通事業者の確保と支援を行います。

交通空白地帯における新たな交通体系の検討

【内容】町内に点在する交通空白地帯の解消に向けた新たな交通体系について検討します。

横断的目標：デジタルの力と広域連携による活性化

前期基本計画5 未来の暮らしを支えるまちづくり

重要施策4 情報化

P74 主な施策1 情報サービスの充実

デジタル活用事業

【内容】町民が様々な情報を入手し、生活に役立てることができるよう、町公式ホームページを充実させるとともに、スマートフォンを活用した情報サービスの提供に努めます。

P75 主な施策3 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

自治体の行政手続きのオンライン化

【内容】行政手続きのオンライン化に向けた取り組みを推進し、ICTを活用した住民の利便性を向上させ、よりよい社会を指します。

自治体DXの推進

【内容】2040年問題に対応するため、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの質なる向上に繋げていくように努めます。

前期基本計画6 ともに生き、ともに歩むまちづくり

重要施策4 自治体経営

P50 主な施策5 広域行政の推進

南空知ふるさと市町村圏組合による取り組み

【内容】南空知ふるさと市町村圏組合による圏域の振興に向けた取り組みの推進に努めます。

広域による効率的な事務推進

【内容】消防や水道、介護認定やごみ処理など、広域による効率的な事務の推進に努めます。

南空知定住自立圏による事務推進による効率化

【内容】南空知定住自立圏の形成及び取り組みを推進し、広域による効率的な事務の推進に努めます。

5 重点プロジェクト

月形町総合振興計画では、基本構想のまちの姿（将来像）に掲げた「みんなでつくる未来」ともに歩むまちづくり」を実現していく上で、特に重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置づけ、次のとおり設定します。

「重点プロジェクト」は各施策の達成状況、社会変化などを踏まえ、成果が強く望まれる重点的な施策に対し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していきます。

【テーマ1 健康】生涯健康のまちづくりプロジェクト

年齢や障がいの有無にかかわらず、町民皆が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らせるよう、「健康」をテーマに、健康づくり活動や医療対策、及び高齢者の介護予防や認知症対策の推進、障がい者支援の充実、スポーツ活動の一層の普及に向けた取組を重点的に進めます。

【テーマ2 産業】月形産業活性化プロジェクト

まち全体の活力の向上と雇用の場の確保、観光・交流から移住・定住への展開を目指し、「産業」をテーマに、基幹産業である農業の維持・発展と、特異な生い立ちや貴重な歴史資源、優れた自然資源を活かした観光・交流機能の強化を中心に、地域産業の活性化に向けた取り組みを重点的に進めます。

【テーマ3 安全・安心】安全・安心のまちづくりプロジェクト

子どもから高齢者まで、すべての町民が生命や財産を守り、安全に安心して暮らせるよう、「安全・安心」をテーマに、大地震や集中豪雨への備えをはじめとする消防・防災体制の強化、町民総参加の防犯・見守り体制、交通安全体制の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。

【テーマ4 子ども】子ども元気・いきいきプロジェクト

まちの宝である子どもが一人でも多く生まれ、未来を担う“人財”としてたくましく育つよう、「子ども」をテーマに、まち全体で子育てを応援する体制の強化、平町ならではの教育資源を活かした特色ある教育をはじめとする「生きる力」を育む学校教育の推進、スポーツ・文化教育環境の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。

【テーマ5 定住環境】快適定住環境づくりプロジェクト

平町の大きな課題である人口減少の歯止めを目指し、「定住環境」をテーマに、環境との共生を重視した誰もがずっと住みたくなる、移り住みたくなる美しく質の高い居住環境づくり、公共交通の確保、定住希望者への支援の充実等、移住・定住の促進に向けた取り組みを重点的に進めます。

6 まちづくり総合目標

1 目標の設定

総合振興計画は10年間のまちづくりの総合的な計画です。一方、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、少子高齢化や人口減少に的確に対応するために、月形町が将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるための5年間の計画です。両計画は、まちづくりの今後を考えるにあたって共通した考え方を持つことから一体的に策定するため、令和11年度を目標値として設定します。

出生数の合計（5年間）



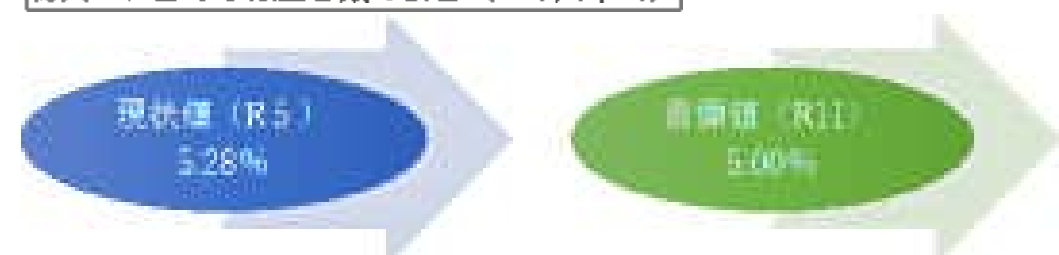
年少人口（0歳～14歳）の合計



再生産年齢（15～49歳）の女性人口



総人口に占める転出者数の割合（5年間平均）



総人口に占める転入者数の割合



町外からの移住者数（5年間）



※町外からの転入者を指す。

住みよさ町民満足度



※町民生活満足度は県民生活満足度。令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。
 なお、町民アンケート中満足・希望度の現状値は、47.7%と増加を予測している。

月形町への定住意向の割合



※町民の割合は県民生活満足度。令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。
 なお、町民アンケート中希望・満足度の現状値は、76.7%と増加を予測している。一時的な定住意向を定めた上で向上させる。

ともに支え合う健やかなまちづくり

【現状と課題】

国や北海道の水準を上回る勢いで少子高齢化が進む中、町民アンケートでは「医療体制」「子育て支援体制」「高齢化支援体制」の充実が求められています。特に若い世代の定住・定着には子育てしやすい環境づくりが重要です。

このため、一人ひとりの顔が見えるまちとしての特性を活かしながら、保健・医療・福祉体制や子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての町民が互いに支え合いながら「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」、「子どもを安心して産み育てることができる環境づくり」を進めて行く必要があります。

重要施策 1

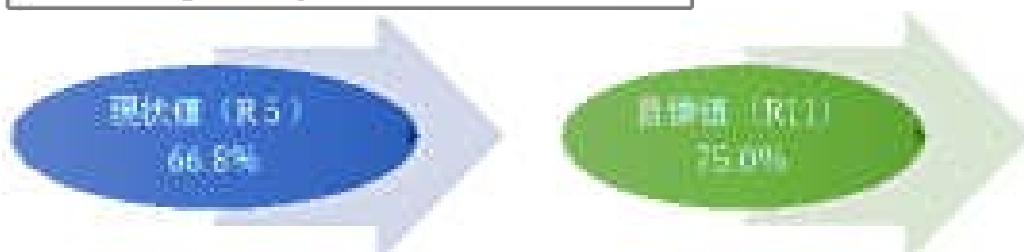
保健・医療

- 町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の推進を基に、生活習慣改善や健康を支え守る社会環境の整備を図り、ライフステージ別に生活習慣病の発生と重症化の予防を推進し、町民の健康寿命の延伸を目指します。
- 地域医療の充実を図るため、町立病院の医療従事者の確保と医療機器の整備を進めます。

主な施策 1 健康づくり意識の高揚と疾病予防活動の促進（重点プロジェクト）

- ①広報紙による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談等を通じ、健康に対する正しい知識の普及を図ります。
- ②健康づくり教室や管理栄養士相談事業（ラウンド栄養士）、歯科検診、歯科指導等を通じ、自身の健康状態の理解と「自分の健康は自分で守る」ための生活習慣改善行動の実践を促進します。
- ③感染症予防にかかる知識の普及と意識の向上を図るとともに、各種予防接種の費用助成を継続するほか、福祉施設や学校・認定こども園等との情報共有を密にし、感染症の拡大防止に取り組みます。

健康増進のための取り組みをしている町民の割合



※町民への割合は調査結果。令和5年10月に実施した町民アンケート結果による。

主な施策2 各種健診等の充実

- ①受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努めます。
- ②健診結果説明会、特定保健指導、健康教育等を通じ、自分自身の健康状態や生活習慣病予防、重症化予防について正しく理解できるよう支援します。
- ③健診後の要精密検査者の受診勧奨や受診状況の把握を行い、生活習慣改善行動の実践を促進します。

特定健康診査受診率



後期高齢者健診受診率



特定保健指導実施率



主な施策3 精神保健対策の推進

- ①こころの健康について、正しい知識の普及と、早期に相談につなげられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ②社会福祉協議会や民生委員・児童委員、そらち生活サポートセンターなど関係機関と連携を強化し、自死（自殺）を未然に防ぐよう取り組みを推進します。

主な施策4 保健・医療・介護の連携強化

町民一人ひとりの状況に即した一体的・総合的な取り組みを行うため、各分野の連携体制の強化、関連施設と医療機関との情報共有の推進に取り組みます。

主な施策5 町立病院の充実 **創生総合戦略4**

- ①町立病院の地域医療の拠点としての機能を維持・充実させるため、医師・看護師等医療従事者の確保と資質の向上に努めるとともに、施設の改修、医療機器の更新を行います。
- ②今後の町立病院のあり方に関して経営形態を含めた検討を行い、持続可能な地域医療の提供に向けた取り組みを行います。

医療体制に関する町民の満足度



町民の満足度の現状値は、令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策6 救急医療体制の充実

医療ニーズの多様化・専門化に対応するため、広域的な連携による救急医療体制の充実を図ります。

重要施策2

高齢者支援

- 高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、地域の実情に合わせた支援体制整備を継続していきます。
- 認知症予防に取り組む等、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりを図ります。
- 高齢者のニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動等を総合的に推進します。

主な施策1 高齢者支援推進体制の充実 **創生総合戦略4**

高齢者の総合的な相談支援窓口、サービス提供体制整備の拠点である地域包括支援センターが中心となり、地域における高齢者支援を促進します。

独居高齢者の孤立死



高齢者支援体制に関する町民の満足度



※町民の満足度は県庁調べ。令和5年10月に実施した町民アンケート結果による。

主な施策2 介護予防の推進 **町民の健康づくりプロジェクト1**

町民ができるだけ長く健康で自立して暮らせるよう、要介護状態になることを予防するための各種事業を実施します。また、町民の関心が高まるよう、介護予防の必要性を丁寧に伝え、参加しやすい工夫をすることで参加者の拡充を図ります。

介護予防教室への一般高齢者の参加率



主な施策3 介護保険事業の推進

介護保険制度に基づくサービスの充実に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

主な施策4 認知症対策の推進 **町民の健康づくりプロジェクト2**

- ①認知症やその対応に関する知識の啓発と、認知症サポーター※の養成や認知症の方を早期から支援する仕組みづくりに取り組みます。(※認知症の人やその家族を見守る支援者)
- ②認知症の早期発見、早期対応を図るとともに、認知症の方が適切な対応を受け介護サービスを選択できるよう、医療機関や関係機関と連携を図ります。

主な施策5 生きがいづくり・社会参加の支援

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、高齢者事業団や老人クラブ等への支援を行います。

健康増進のための取り組みをしている70歳以上の町民の割合



※町民の割合は県庁調べ。令和5年10月に実施した町民アンケート結果による。

主な施策6 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して地域での生活を続けることができるよう、生活支援コーディネーターと連携し、ボランティア等も活用した生活支援体制の充実を図ります。

重要施策3

障がい者支援

○すべての障がい者が地域において可能な限り自立するとともに、ともに支えあいながら安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主な施策1 障がい者支援推進体制の充実

- ①障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ②相談支援事業所はもとより、障がい者、行政、教育機関等が情報を共有し、本町のすべての障がい者への支援体制を整備するため、「障がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議を行っていきます。

相談支援事業利用者数



主な施策2 共生のまちの実現に向けた啓発活動等の推進

障がい者や障がいに対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション※の理念に基づくまちづくりを進めるため、啓発・広報活動や交流事業、福祉教育を推進します。（※誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）

主な施策3 障がいの早期発見と療育、機能の維持・改善の支援

- ①子どもの発育・発達の課題を早期に発見するため、乳幼児・3歳児健診時における相談体制や、認定こども園に訪問するのびのび相談事業等、専門機関と連携し、保護者の育児不安の解消や負担の軽減に努めます。
- ②子ども発達支援センター等の療育機関や児童相談所、養護学校等と連携のもと、早期療育への支援を一層推進します。
- ③障がい者の心身機能の維持・改善等に向け、関連事業所と連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めるとともに、地域生活支援事業の充実を図ります。
- ④共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム※の構築を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できるよう配慮していきます。（※個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えた多様な柔軟な仕組みのこと）

主な施策 4 地域生活への移行の支援

- ①施設での生活から地域での生活に向けて、障がい者本人の意思を第一に考え、安全に配慮しつつ関係機関と連携して支援を行います。
- ②将来的な一般就労に向けて、障がい者本人の意思に基づき、本人の能力を引き出せるよう支援を行います。

施設から地域生活への移行者数（累計）



一般就労への移行者数（累計）



重要施策 4

子育て支援

- 若い世代が安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをまち一体となって推進します。
- 認定こども園の充実をはじめ、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を推進します。

子育て支援体制に関する町民の満足度



※現状値は調査票の集計値です。目標値はR11年度に実施した町民アンケート結果による。

主な施策1 母子保健事業の推進 **創生総合戦略3** **重点プロジェクト4**

子育て世代包括支援センターで保健師等が相談に応じたり、子育ての各種情報提供を行うとともに、安全・安心な出産とストレスなく楽しく育児ができるよう、妊産婦・乳幼児健康診査や子育てサロン等の母子保健事業を推進し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

主な施策2 教育・保育サービスの充実 **創生総合戦略3** **重点プロジェクト4**

児童が安全に楽しく過ごせるよう認定こども園の保育環境を維持・改善していきます。また、子育て世帯の経済的負担を減らすため、認定こども園の保育料について、国の無償化事業の対象外となる3歳未満児の保育料の無償化を継続するとともに、認定こども園給食費の無償化も継続します。

主な施策3 子育て支援サービスの充実

- ①育児に関する負担感や不安の軽減等に向け、育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図ります。
- ②保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また、児童が健全に育成されるよう、学童保育所の充実を図るとともに、義務教育学校の設立に伴い近隣地への移転について検討します。

主な施策4 出産・子育てに関する経済的支援の推進 **創生総合戦略3** **重点プロジェクト4**

- ①子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費と通院交通費及び乳幼児定期予防接種の通院交通費の助成を継続します。
- ②妊産婦健康診査や不妊治療費用のほか、通院交通費の助成を継続します。
- ③助産師による産後ケアを受ける際の自己負担をなくし、利用しやすい事業にしていきます。

妊婦超音波検査助成事業の利用率



出産に係る健康診査通院交通費助成利用率



乳幼児等医療機関通院交通費助成利用率



小児法定予防接種通院交通費助成申請率



主な施策5 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細やかな対応

関係機関と連携のもと、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見等、支援が必要な子どもと家庭へのきめ細やかな対応に努めます。

主な施策6 気軽に相談できる環境づくりの推進

安心、安全に出産、育児ができる環境づくりに努め、産婦人科医、助産師、小児科医へのオンライン相談事業を継続します。

重要施策5

地域福祉

- 地域見守り推進事業により、高齢者や障がい者等の孤立を防ぎ、早期に変化を把握するとともに支援につなげる活動を進めます。
- より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、まちぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めます。

地域福祉活動に参加している町民の割合



※町民参加割合の調査年度は、令和5年度(令和5年10月)に実施した町民アンケート調査による。

主な施策1 総合相談体制の整備

多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、関連部門相互の連携を強化し、総合的かつきめ細やかな相談が行える体制の整備を図ります。

主な施策2 地域福祉の多様な担い手の育成創生戦略①

- ①市民の地域連帯意識や福祉意識を高め、地域福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ②福祉関係に係る仕事への就業意識を醸成、人材不足が生じている障がい・介護・保育施設等への就業を促進するため、資格取得や就労定着に向けた支援を継続します。
- ③地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活性化を促進するとともに、これと連携しながら、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等の育成・支援を継続します。

福祉関係事業への新規就業者数（5年間）



福祉従事者確保のための資格取得助成金交付件数



福祉施設等就労定着支援事業活用事業所数



主な施策3 地域全体で支え合う活動の促進創生戦略①

- ①高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、行政区や社会福祉協議会と連携のもと、「ふれあい見守り推進事業」の実施を継続します。
- ②高齢者や障がい者等の生活課題について、関係機関・団体と連携のもと、解決策の検討を進めます。
- ③共生のまち推進会議を開催し、各福祉事業所の横のつながり強化や、事業所の取組の推進、福祉関係の課題を共有し、意見交換や検討を行います。

ふれあい見守り及び安否確認件数



主な施策4 人にやさしい環境づくり

高齢者や障がい者、子育て中の家庭も含め、すべての町民が不自由なく安全に安心して暮らせるよう、新たに整備する公共施設を優先しながら、バリアフリー化、ユニバーサル・デザイン※を進めます。(※はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間等をデザインすること)

重要施策6

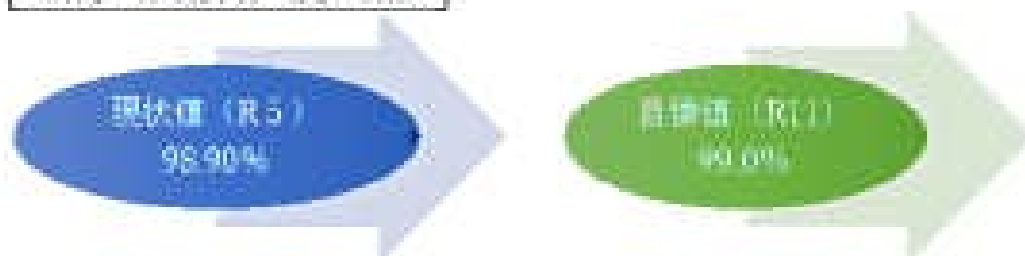
社会保障

- 国民年金制度の安定的な維持のため、年金事務所と連携し、制度の普及に努めます。
- 生活に困窮している低所得者を早期に把握し、不安の解消と生活の安定化、自立に向けた支援を行います。

主な施策1 医療保険制度の健全運営

- ①広域連携のもと、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の普及促進に努めます。
- ②医療費適正化に関する取り組みを推進し、医療費の抑制を図るとともに、関連部門と連携のもと保険料等の収納対策の実施を継続し、収納率のさらなる向上に努めます。
- ③保険料水準の統一、事務事業の標準化など国や道の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・健全運営に向けた取り組みを推進します。

国民健康保険現年度分収納率



主な施策2 国民年金制度の普及促進

年金事務所と連携のもと、広報紙等を活用した制度の普及促進を図り、国民年金保険料の免除・猶予制度の周知に努めます。

主な施策3 介護保険制度の適正運営

- ①介護給付費適正化に向けた取り組みを推進するとともに介護予防意識の普及啓発に努め、介護給付費の抑制を図ります。
- ②必要な人が必要な量の介護サービスを迅速に受けることができるよう、適正かつ速やかな要介護認定に努めます。

介護保険料納付率



主な施策4 低所得者福祉の推進

- ①民生委員・児童委員や社会福祉協議会、NPO法人、北海道と連携のもと、低所得者の実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や貸金貸付制度の利用に関する助言・指導を行います。
- ②生活保護世帯については、病気や障がい、家族の問題、就労等、様々な悩みに関する助言・援助等を行います。

各施策とSDGsとの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
保健、医療			○							○							○
高齢者支援			○				○										○
障がい者支援			○				○		○								
子育て支援			○	○	○											○	
地域福祉	○	○	○		○				○	○							○
社会保障	○	○	○														

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。

活力とにぎわいのあるまちづくり

【現状と課題】

定住を促し、豊かな町民生活を実現するためには、活力ある産業の振興が必要不可欠ですが、地方の産業・経済が低迷する中、本町においても、各産業を取り巻く情勢は厳しく、町民アンケート調査の結果にもみられるように、「農業の振興と農村環境の保全」が強く望まれる一方で、産業分野全般に關する町民の満足度が低くなっています。

このため、特色ある農業のまちとしての特性や独特の歴史、月形郷土博物館等の貴重な歴史資源、美しい自然環境・景観等をさらに生かしながら、基幹産業である農業の維持・発展と観光・交流機能の強化を主に、停滞傾向にある商業の活性化、既存企業の経営の安定化に至るまで、地域に密着した支援施策を推進し、新たな時代の活力ある産業の育成と雇用の場の拡大を進めていく必要があります。

重要施策1

農林業

- 農業生産基盤の一層の充実や担い手の育成、農産物のブランド化など、生産者、関係機関・団体、行政等が一体となった多面的な取り組みを推進します。
- 森林の多面的な機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、森林組合と連携のもと、適正な森林管理・整備を進めます。

主な施策1 農業生産基盤の充実

- ①生産効率の高い農地基盤を確保するため、関係機関・団体と連携のもと、土地改良事業等を進めます。
- ②遊休農地・耕作放棄地の発生防止に向け、関係機関と連携して農地パトロールや啓発活動を実施し、農地の集約化を推進します。

主な施策2 多様な担い手の育成・確保 **創生総合戦略1** / **重点プロジェクト2**

- ①農地の流動化による利用集積や農作業受委託の促進、認定農業者制度の活用、経営指導の強化等を通じ、農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手を育成します。
- ②就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援を行うとともに、就農希望者の多様なニーズに応えるため、これまでの花き、蔬菜類の研修に加え、果菜類の研修についても積極的に受け入れを行い、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

農家戸数



新規就農者数（5年間）



新規就農相談件数（5年間）



主な施策3 生産性の向上、ブランド化の促進 **創生総合戦略1**

- ①関係機関・団体と連携のもと、合理的な営農類型や効率的な生産技術の導入、機械・施設の整備及び共同利用等を支援します。
- ②水稲、花き、果菜をはじめとする各作目の生産コストの低減や生産性の向上に向けた機械施設の整備等に対して支援します。
- ③環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた栽培体系を推進します。
- ④消費者ニーズに即した品種の導入・産地化、加工品の製造・販売体制の強化等による農業の6次産業化やブランド化を支援し、多様な農業経営者を育成します。
- ⑤農産物直売施設の活用や観光施設、学校給食と連携等を進め、農産物の地産地消を促進します。

主な施策4 有害鳥獣対策の強化

エゾシカやアライグマ、カラスをはじめ、ヒグマやマガン等の鳥獣による農産物の被害を防止するため、関係機関・団体と連携のもと、鳥獣被害防止対策を推進し、生産性の維持・向上に努めます。

主な施策5 適切な森林管理と計画的な森林整備の促進

- ①森林組合と連携のもと、森林整備計画に基づく森林の適切な管理と計画的な整備を促進します。
- ②森林環境増進税を活用し、間伐等の森林整備、担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の取り組みを推進します。

農業振興の状況に関する町民の満足度



※町民の満足度調査は、令和3年7月15日実施の町民アンケート調査による。

主な施策 6 作業路網の整備充実

各種施策の効率化に向け、関係機関と連携のもと、作業路網の整備充実及び適正な維持管理を進めます。

重要施策 2

商工業

- 月形町中小企業等振興基本条例の目的に基づき、町民や事業者と協働しながら、地元企業の維持・発展を推進するとともに、商工会への支援を通じ、商店個々の経営の安定化やサービスの向上等に努めます。
- 商工会や各関係機関と連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援はもとより、起業の支援や、本町の農畜産物を活かした新商品の開発等に向けた取り組みを支援します。

卸売業・小売業従事者数



製造業従事者数



工業振興・企業誘致の状況に関する町民の満足度



※町民の満足度は現状値は、令和5年30月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策1 商工会への支援創生総合戦略1／重点プロジェクト1

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、販売促進活動の展開等、商工業の活性化に向けた各種活動を支援します。

月形商工会の会員数



中小企業者等支援件数



主な施策2 地元企業への支援創生総合戦略1／重点プロジェクト2

①月形町中小企業等振興基本条例の目的に基づき、中小企業等の振興に関する施策を推進し、商工業経営の安定化、経営基盤の強化に努めます。また、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努めます。

②観光との連携により商業によるにぎわいの場の拡充に努めます。

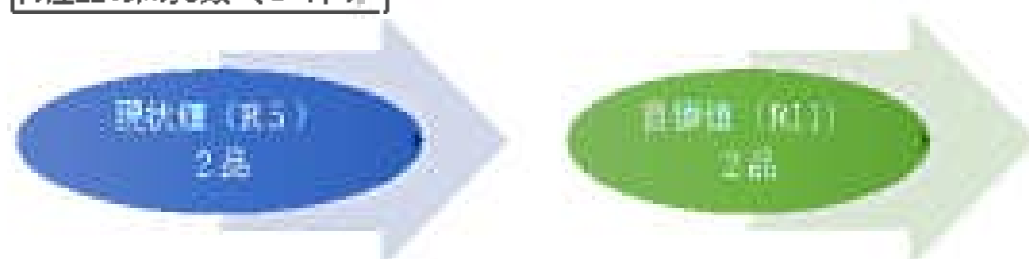
③起業者等への支援を通じて、雇用の場の創出を図るとともに、後継者の確保に対して支援を行います。

主な施策3 起業・新商品開発等の促進創生総合戦略1／重点プロジェクト2

①起業や新商品の開発等を促進するため、町の起業の支援等に関する制度※について、利用実績や効果等を調査し、必要に応じて充実を図りながら、周知と活用促進に努めます。(※新たに町内で事業拠点を設ける方に補助する「起業者等支援事業」、新製品の開発や商品化を補助する「ものづくり支援事業」、中小企業が若者を雇用した場合に補助する「ひとづくり支援事業」からなる制度)

②本町の農畜産物等を用いた特産品の開発やブランド化を推進します。

特産品の開発数(5年間)



主な施策4 企業の立地促進に向けた取り組みの推進

雇用の場の創出と町経済の活性化に向け、関係機関と連携のもと、まちのPRや情報提供等、企業の立地につながる取り組みを進めます。

重要施策3

観光・交流

○皆生公園エリアにおける町民保養センターの改修及び道の駅の開設を契機とした観光客の増加とさらなる観光・交流機能の強化を進めます。

主な施策1 情報発信の充実

町の公式ホームページや観光協会のSNSなどを活用した町内の観光・イベント情報の発信を行います。

主な施策2 観光・交流資源の整備充実と活用

①北海道遺産に選定されている月形樺戸博物館については、本町の特異な歴史と北海道の集治監の歴史を伝える観光資源としての有効活用を図ります。

②新たに開業した道の駅の情報コーナーでの情報発信を進め、観光客の訪客に努めます。

③つきがた夏まつり等のイベントについて、関係団体と連携のもと、内容充実を進め、訪客に努めます。

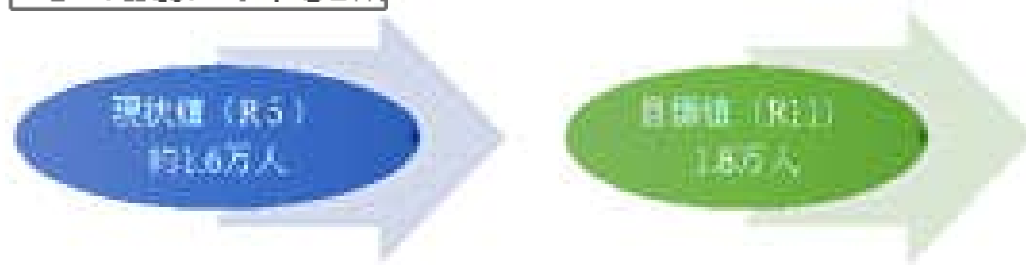
観光入込客数（町内観光施設等の利用者数）



観光宿泊者数（5年間）



つぎがた夏まつり宗場者数



主な施策3 広域観光・交流体制の充実

素晴らしい自然や農村の魅力を活かし、関係団体と連携や体制の強化を進めるほか、旅行会社とタイアップしたツアー等の誘致、観光ルートづくり等による集客活動を推進します。

重要施策4

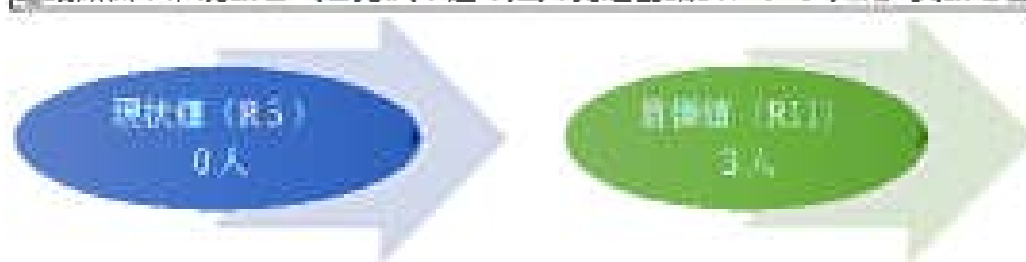
雇用対策

- 近隣自治体等と連携して労働者向け、企業向けの各種セミナーの開催や情報提供を行い、雇用機会の創出や季節労働者の通年雇用化を支援します。
- 若者の地元就職やU I Jターンの促進に努めます。

主な施策1 雇用機会の確保と雇用の促進

若者の地元就職やU I Jターンの促進、季節労働者の通年雇用化に向け、北海道やハローワーク、近隣自治体等と連携し、各種セミナーの開催や情報提供、相談等の取り組みを一層充実させます。

建設機械系技能講習（岩見沢市通年雇用促進協議会による事業）受講者数



雇用対策に関する市民の満足度



※市民の満足度に関する数値は、令和3年7月10日に実施した市民アンケート結果による。

主な施策2 中小企業等への支援創生総合戦略1／**雇用・労働政策**

雇用の場の拡大と町経済の活性化に向け、関係機関と連携のもと、新たな起業家・商工業後継者（U I J ターン）への支援、中小企業等の業務拡大、異業種参入への支援を行います。

重要施策 5

消費者対策

○関係機関と連携のもと、広報紙や町公式ホームページ、小冊子の活用等による消費者への啓発や情報提供を行うとともに、消費者教育や相談の充実に努め、消費者対策を推進します。

主な施策1 消費者意識の高揚

- ①広報紙や町公式ホームページ、小冊子の活用等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を促します。
- ②最新の被害事例に基づく消費者講座の開催や消費者関係団体の情報共有を行うとともに、団体による地域での被害防止の働きかけを促します。

消費者関係団体数



主な施策2 消費者保護の充実

- ①被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、北海道立消費生活センターや岩見沢市消費者センターと連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。
- ②消費者が不利益を受けることがないよう、計量器検査の実施やモニター制度の活用等により、商品の表示や安全性等の適正化を促進します。

各施策とSDGsとの関係

																	
農林業		○						○	○						○		
商工業								○	○		○						
観光・交流								○	○								○
雇用対策								○	○								○
消費者対策											○						

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。

快適で安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

全国的に環境・エネルギーや安全・安心への意識が高まる中、町民アンケート調査の結果にもみられるように、「快適で安全・安心な住環境の整備」に町民の関心が高まっているとともに、生活環境分野全般に関する町民の重要度が高くなっています。

このため、優れた自然環境・景観を誇るまちとしての特性をさらに活かしながら、環境と共生する循環型のまちづくりを進めるとともに、大地震や集中豪雨への備えをはじめとする危機管理体制の一層の強化を図り、快適で安全・安心な暮らしが実感できる、誰もが住みたくする質の高い定住環境の整備を進めていく必要があります。

重要施策 1

環境・エネルギー

○町民の自主的な環境保全活動の促進をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を積極的に推進し、優れた自然環境・景観と共生する快適な生活環境を創出し、内外に誇れるまちづくりを推進します。

主な施策 1 環境保全活動の促進

- ①本町の環境保全事業の中心的役割を担う環境保全推進協議会と連携のもと、環境学習・啓発等を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、各種の環境保全活動を促進します。
- ②清掃活動や害虫・野犬等の発生防止・駆除活動等、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、地域環境の美化に努めます。

主な施策 2 不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進や町民・町民団体等との連携による監視・パトロール活動を継続し、不法投棄の防止に努めます。

主な施策 3 地球温暖化防止対策の推進 **重点プロジェクト**

- ①本町は、令和4年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、月形町地球温暖化対策実行計画に基づいた温室効果ガスの削減に努めます。
- ②ゼロカーボン施策の推進について、全町的に取り組める施策の検討を進め、温室効果ガス削減に向けた事業推進の支援を行います。

主な施策 4 再生可能エネルギーの導入

- ①一般住宅への太陽光発電の導入促進を図るため太陽光発電システムの設置補助を引き続き行います。
- ②新エネルギーに関する取り組みについては、近隣市町村においても積極的に行われていますが、実績動向を観察しながら、本町に見合った環境負荷の少ないものを検討していきます。

新エネルギー普及啓発事業実施回数



主な施策5 ヒグマ出没時の計制整備

ヒグマ出没時の関係機関等との迅速な情報共有のほか、町内外への緊急情報の周知を徹底し、人身事故の未然防止に努めます。

重要施策2

廃棄物処理

○町民の意識啓発を行いながら、ごみ分別の徹底、生ごみの減量化をはじめとする3R運動※の促進に努めます。(※①Reduce (ごみを減らす)、②Reuse (繰り返し使う)、③Recycle (資源として再利用) の3つのRの総称です。)

主な施策1 ごみの適正処理の推進

- ①広域連携のもと、焼却施設やリサイクル施設等のごみ処理施設を適正かつ効率的に管理します。
- ②町の最終処分場及び汚水処理施設については、不燃ごみの適切な埋め立て処理を継続するために、必要な調査等を行い適正な維持管理に努めます。

主な施策2 ごみ減量化とリサイクルの推進

- ①廃棄物処理手数料については、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
- ②環境保全推進協議会と連携による生ごみ減量化対策の推進や資源物の集団回収の奨励、環境学習・啓発への支援等を通じ、町民・事業者の3R運動を促進します。

町が収集・受け入れするごみの総排出量



リサイクル率



ごみ減量化のための3R運動をしている町民の割合



町民の割合、調査年度は平成23年10月に実施した町民アンケート調査による。

ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度



町民の割合、調査年度は平成23年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策③ し尿及び汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥について、広域組合との連携により適正かつ効率的な処理に努めます。

重要施策3

上・下水道

- 安全・安心な「おいしい水」を未来永劫にわたってつなげるため、日頃から災害に対する水道施設の点検や行動手順の確認はもちろん、著しい劣化が進行する前に予防的な修繕を行い、長寿命化に努めます。
- 農業集落排水事業により、生活雑排水の処理を行っていますが、今後とも清潔で快適な居住環境づくりに向け、施設の適正管理に努めます。

主な施策1 上水道施設の整備

月新水道企業団において、浄水場や導水ポンプ場などの水道施設を適切かつ計画的に維持管理を行い、耐用年数の延長に努めます。なお、浄水場の機械・設備は稼働状況を勘案の上、適宜修繕又は更新を行います。また、配水管については、供給ルート的重要性、布設年度、管の材質などを考慮し、必要に応じて耐震管への更新作業に取り組みます。

主な施策2 水質管理の充実

①月新水道企業団において、供給する水道水が水質基準に適合し、衛生的かつ安全であることを保証するため、毎年度策定する水質検査計画に基づく水質検査を行い、検査結果の公表に努めます。

②上水道未給水区域に居住されている方へ、生活飲用水設備の設置や修繕の補助を行い、飲用水の水質安全確保に努めます。

主な施策3 農業集落排水施設の適正管理

①農業集落排水施設については、定期的な点検・清掃をはじめ、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的に行うとともに、2ヶ所ある汚水処理施設の効率的な管理運営を図るため、再編・集約化についての検討を進めていきます。

②人口の減少を考慮して現施設の規模・処理能力の適正化を図るとともに、農業集落排水事業会計の適正な運営に努めます。

主な施策4 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用

循環型のまちづくりの一環として、処理施設において発生する下水処理水の有効利用に努めるとともに、下水道汚泥を発酵・乾燥処理した汚泥発酵肥料の希望者への配布を継続します。

主な施策5 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

①生活環境の保全と公衆衛生の向上に向け、合併処理浄化槽を設置する町民に対して、費用の全額補助を継続し、設置を促進します。

②合併処理浄化槽の設置及び修繕を引き続き支援するとともに、今後、予想される経年劣化や耐用年数を迎える合併処理浄化槽の修繕の増加に対しても効果的・効率的な対応に努めます。

③合併処理浄化槽の適正な維持管理のため、広報・啓発活動の推進等により、浄化槽管理者による浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の履行厳守を促します。

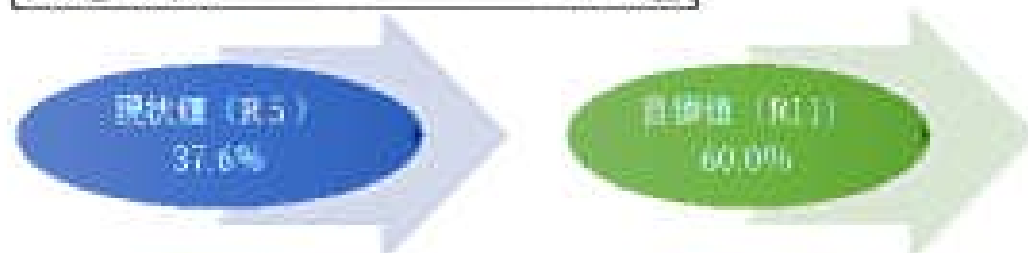
汚水処理人口普及率



浄化槽の法定検査受検率



下水道・浄化槽・汚泥処理に関する町民の満足度



※町民は満足度について、令和3年10月に実施した町民アンケート調査による。

重要施策 4

公園・緑地

- 公園の老朽化の状況等を勘査し、施設・設備の整備充実や管理体制の充実に努めます。
- 市街地域や集落内において、花と緑あふれる快適な住環境を創出するため、町民と協働のもと、花づくり運動・緑化運動を進めます。

主な施策 1 公園の整備充実と管理体制の充実

- ①町民の身近な公園・やすらぎの場、子どもの安全な遊び場を確保するため、老朽化した既存公園施設・設備の点検・補修を計画的に推進します。
- ②町民等の協力を得ながら、安全で快適な公園・緑地として適正管理を行います。

主な施策 2 緑化の推進

- 花と緑あふれる快適な住環境の創出に向け、町民の自主的な花づくり運動・緑化運動を促進します。

公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度



※町民は満足度について、令和3年10月に実施した町民アンケート調査による。

重要施策 5

墓地・火葬場

○墓地・霊園については、草刈りや木々の剪定、清掃作業等の環境整備を行い、適正管理に努めます。

主な施策 1 霊園の適正管理と整備

①霊園利用者の利便性の向上や埋葬の多様化に対応するため、合葬墓等の整備の必要性を検討するとともに適正な管理に努めます。

②霊園の適正な利用を促進するため、使用許可者の変更や相続の有無等の確認作業を進めます。

主な施策 2 火葬場の適正管理と整備

火葬場の機能維持のため、保守・点検を強化する等、適正な管理に努めます。

墓地・火葬場の状況に関する町民の満足度



※町民の満足度に関する調査は、令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。

重要施策 6

消防・防災

○消防団は地域住民が主体となる組織であり、安全・安心を提供する消防団体制づくりを進めるため、幅広い層からの人材が入団できる環境整備に対応しつつ、消防団への加入促進や装備品の計画的な更新を図り、関係団体や事業所と連携協力を行い、消防力全般の充実強化を進めます。

○一人ひとりの防災意識を高め災害に強い町を目指すために、啓発活動の推進や防災日の備蓄を行い、高齢者等の災害時要配慮者の情報の把握に努めるとともに、災害発生時には多様な通信手段を活用し迅速な情報伝達を行います。

主な施策 1 消防・救急体制の充実

①研修・訓練の充実による職員の資質の向上、施設・装備の計画的更新を進め、消防・救急体制の強化、拡充に努めます。

②多様多様な災害出動に対応するため、岩見沢消防署と連携強化を図り、合同訓練や情報共有等を行います。

主な施策2 消防団の活性化

- ①広報・啓発活動等を通じ、消防団活動に対する町民や事業者、関係団体の理解と協力を得ながら、消防団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による団員の質の向上を進めます。
- ②消防団員の職業や働き方の多様化に対応するため、消防団協力事業所の確保に努めるとともに、地域の実情に応じた事業所の積極的な支援を通じて消防団の活性化を推進します。
- ③消防団を中核とした地域防災力の強化として、地域と一体となった消防団の活動の充実強化を図るため、装備の更新と新たな装備品の配備を行う等の改善を図ります。

消防団員数



主な施策3 火災予防の徹底

消防事務組合・消防団・行政が一体となって防火意識の向上に向けた啓発活動を行うとともに、防火対象物や危険物施設等への立ち入り検査の実施、住宅用火災警報器の設置率の向上及び警報器の交換等、火災予防の徹底に向けた取り組みを推進します。

火災発生件数



消防・救急活動に関する町民の満足度



※現状値は調査年度の実績値は、令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策4 総合的な防災・減災体制の確立 **確立目標は2025年度**

- ①地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や防災マップの周知徹底、防災訓練の実施等により地域の防災力向上に努めます。
- ②災害発生時に、町公式LINEや緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- ③高齢者等の災害時要配慮者の個別情報の把握に努めます。
- ④災害発生時に備え、近隣町の備蓄を図るとともに、事業者や関係機関・団体との協力体制を維持します。
- ⑤月形町強靱化計画を指針として、大規模自然災害等に備えたまちづくりを推進します。
- ⑥危険家屋や危険構造物の把握に努め、所有者に対し適正管理を指導します。

防災備蓄品の充実



主な施策5 防災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災士及び防災士連絡会の活動を支援し、地域防災力の強化、防災意識の高揚、地域における自主防災組織の育成に努めます。

防災士在籍行政区



主な施策6 治山・治水対策の促進

危険箇所把握・周知を行いながら、関係機関と連携のもと、河川の改修や適正管理、排水機場の管理、急傾斜地の崩壊防止等、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

主な施策7 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、日頃の備えや事態発生時の即応体制の整備に関する取り組みを推進します。

重要施策 7

交通安全・防犯

- 本町では、交通安全推進協会が中心となって、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交差点等の危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めます。
- 防犯面については、インターネットやスマートフォンを使った顔の見えない犯罪が増加する中、防犯協会等の関係機関や団体と連携し、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯活動を支援します。

主な施策 1 交通安全に関する啓発等の推進

警察等の関係機関と連携のもと、交通安全推進協会を中心に、交通安全指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めるとともに、交通安全指導員の確保育成に努めます。

交通事故発生件数



交通事故死亡者数



交通事故負傷者数



主な施策2 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、国道・道道の交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に推進します。

主な施策3 防犯に関する啓発等の推進と自主的な防犯活動の促進

警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携のもと、啓発活動や防犯パトロールの充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯協会と協力し町民の自主的な防犯活動・パトロール活動を支援します。

主な施策4 再犯防止と犯罪被害者支援

月形町再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携した支援や啓発活動に取り組みます。また、犯罪被害者が発生した場合には月形町犯罪被害者等支援条例に基づき必要な支援を行います。

犯罪発生件数



重要施策8

雪対策

○将来的に安定した除排雪体制の確保や自力で除雪が困難な高齢者・障がい者等への支援に取り組み、すべての町民が安全・安心な冬の暮らしを送れる環境づくりを進めていく必要があります。

主な施策1 道路除排雪体制の充実創生総合戦略4／**安全安心なまちづくり**

①除雪機具の計画的な更新や、定期的な道路パトロールの実施により、町道の除排雪体制の維持・充実を図ります。また、国道・道道の除排雪体制の維持・充実についても、引き続き関係機関に要請していきます。

②公共性の高い私道については、除雪費用の補助を行い、町民の負担軽減を図ります。

除雪機械更新台数（令和元年度以降）



雪対策の状況に関する町民の満足度



※町民の満足率の調査は、令和元年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策② 除雪サービスの充実

社会福祉協議会と連携のもと、福祉除雪サービスの実施を継続するとともに、高齢者や障がい者が冬に安心して生活できるよう、除雪に対する支援の拡充を検討します。

各施策とSDGsとの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
家庭・エネルギー							○				○				○		
廃棄物処理											○	○		○			
上・下水道						○					○			○			
公園・緑地											○				○		
墓地・火葬場											○						
消防・防災			○								○		○				○
交通安全・防犯											○						
雪対策											○						

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。

人が輝き文化を育むまちづくり

【現状と課題】

めまぐるしい社会・経済情勢の変化の中で、本町が一層発展していくためには、わがまち・月形町を愛し、社会の変化に主体的に対応できる子どもたちの育成と、誰もがそれぞれの課題に応じて自発的に学び続けられる生涯学習社会の形成が必要です。

また、全国的に教育の振興に向けた取り組みが進められる中、町民アンケート調査の結果にもみられるように、若い世代を中心に子どもの教育環境の充実を求める声が強まっています。

このため、一人ひとりの顔がみえるまちとしての特性をさらに生かしながら、地域に根ざした特色ある学校教育を推進するとともに、町民主体の学習・文化・スポーツ活動の活発化や、貴重な文化財の保存を進めていく必要があります。

重要施策 1

学校教育

- 小学校と中学校が一体となった新たな義務教育学校の設置を進めます。これまで培ってきた小中連携教育をはじめとする本町の教育を基盤に、義務教育学校の制度的な優位性を最大限に活用し、開かれた信頼される学校づくりを目指します。
- 学校給食センターについては、築30年以上を経過し老朽化が進んでいるため、今後の施設整備と合わせて学校給食の在り方を検討します。また、令和5年度から無償化している学校給食については、子育て世代の経済的負担を軽減することによる子育て支援及び教育環境の充実のため、継続していきます。
- 教育環境の充実に向け、時間講師や特別支援教育支援員を配置し、認定こども園・小中学校・関係機関による連携をいっそう密にしながら、まち一体となった教育支援体制の充実に努めます。
- 月形高等学校は、本町にとって重要な存在であり、まちの活性化のためにも必要不可欠であることから、学校の存続に向けた取り組みを積極的に推進します。

主な施策1 学校施設・設備の整備充実 **創生総合戦略** **重点プロジェクト**

- ①子どもたちの安全な学習・生活の場として、小学校と中学校が一体となった新たな義務教育学校の校舎等を新規に整備します。
- ②教育内容の充実にくくことのできないタブレットPCやソフトウェアなどのICT機器をはじめ、教材・教具等の定期的な更新や整備を図ります。

主な施策2 教育活動の充実 **重点プロジェクト**

- ①確かな学力の育成に向け、認定こども園・小学校・中学校の連携強化や時間講師の配置による一貫したきめ細やかな指導の推進をはじめ、ALTの活用等による外国語教育の充実、本町ならではの教育資源を活かした創意ある教育の充実を図ります。
- ②豊かな人間性の育成に向け、道徳教育をはじめ、人権教育や福祉教育の充実を図るほか、いじめや不登校等の心の問題に対し、スクールカウンセラー等による相談・指導の充実に努めます。

- ③健康の増進と体力の向上に向け、体育や健康教育の充実を図ります。中学校では持続可能なスポーツ環境を目指し、地域と連携した部活動の在り方を検討します。
- ④特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の向上に向け、特別支援教育支援員の配置、関連部門が一体となった相談・指導体制の確立を図ります。
- ⑤質の高い授業の実施、信頼される学校づくりに向け、教職員の研鑽活動を支援し、質の向上を図ります。

授業が楽しいと感じる生徒の割合



※生徒の割合の調査は、令和5年10月に実施した町民アンケート結果（有効回答）による。

英語技能検定受検中学生の割合



主な施策3 開かれた信頼される学校づくり

地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動を推進します。

主な施策4 学校給食等の推進

安全・安心で栄養バランスのとれた給食等の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、生きた教育として食育を推進します。

主な施策5 通学対策の推進

遠距離通学の児童・生徒のスクールバスについて、今後の児童・生徒の居住地域を踏まえた運行経路の見直し等を図るとともに、通学路の安全管理対策を進めます。

主な施策6 高等学校の存続に向けた取り組みの推進

月形高等学校への入学者の安定確保に向け、月形高等学校の魅力の向上やPR活動を推進します。入学者に対する奨励金の交付や通学費の助成など、各種支援を継続します。

月形高等学校入学者数



月形中学校から月形高等学校への入学者の割合



主な施策7 町外高校に在学する生徒への支援

月形町外の高校に在学する生徒に対し、資格取得費用や模擬試験受験費用を助成する奨励事業を継続します。

重要施策2

生涯学習

- 幼児から高齢者までを対象とした様々な講座・教室を実施するほか、社会教育団体の活動支援に努めます。
- 子どもが読書に親しみ、健やかに成長していくことができるよう、子ども読書活動推進計画に基づき、まち全体で子どもの読書活動の促進を図ります。
- 町民ニーズを把握しながら、学習意欲が湧く魅力的な講座・教室の開催をはじめ、総合的な学習環境づくりを進めます。

主な施策1 生涯学習講座の充実

多様化する学習課題に対応するため、町民ニーズを的確に把握しながら、生涯学習講座の充実に努めます。

生涯学習講座参加者数



主な施策2 高齢者教育の充実

「ふれあい大学」については、自主的な企画・運営を通して教養を高めるとともに、交流・コミュニティづくりの場として活かすことができるよう、内容充実に努めます。

高齢者教育（ふれあい大学）参加者数



主な施策3 指導者の確保

様々な学習活動をサポートするため、教員経験者の活用や大学と連携のもと、指導者の確保を図ります。

主な施策4 図書館の充実と読書活動の促進

①図書館については、施設・設備の適正管理をはじめ、蔵書の充実や学校図書室とのネットワークの強化、移動図書館の推進等に努め、読書活動・コミュニティ活動の拠点として利用促進に努めます。

②子どもたちの感性や表現力、想像力を育むため、子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業や読書感想文コンクールの実施をはじめ、読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

図書館利用者数



重要施策3

青少年健全育成

○青少年教育を中心に、青少年に対する体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会等の団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組みます。

○まちの将来を担う青少年が心身ともに健全で成長していくことができるよう、まち全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を推進します。

主な施策1 青少年健全育成計画の充実

- ①まち全体で子どもを守り育てるため、家庭・学校・地域・行政等の連携を強化し、非行防止活動等の推進、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進に努めます。
- ②青少年や青少年団体が自ら行う活動を奨励・支援するため、青少年健全育成基金の充実・活用を図ります。

青少年健全育成基金活用件数



主な施策2 青少年の経験・交流活動等への参画促進

- ①青少年の経験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、参画を促進します。
- ②青少年の集団生活における協調性や社会性を育むため、リーダー研修会を実施します。

リーダー数



主な施策3 子ども会の活動支援

子ども会活動を引き続き支援していくとともに、会員数の減少を踏まえ、地域子ども会単位の再編や取り組み内容の見直しなどにより、活動の充実を図ります。

重要施策4

スポーツ

- 近年は人口減少の影響によりスポーツ活動に参加する人の減少や固定化が進んできていることが課題となっており、事業内容の見直しや充実を進めます。
- スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ教室の実施、関連機関と連携した事業によりスポーツ活動を通じた健康なまちづくりを進めます。

主な施策1 スポーツ施設の整備充実

総合体育館をはじめとする各スポーツ施設について、老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向け、改修や補修等を計画的に実施します。

スポーツ事業参加者数



スポーツ施設利用者数（体育館、野球場、パークゴルフ場、多目的アリーナ）



主な施策2 運動能力の向上とスポーツ競技者の育成創生総合戦略

- ①幼児及び小学校児童を対象としたスポーツ教室を実施するなど、幼少期における運動能力と体力の向上に取り組みます。
- ②全国・全道規模のスポーツ大会出場や選手・指導者の育成等への取り組みを支援します。

各種スポーツ団体育成・支援件数



主な施策3 町民のスポーツ活動の充実（まちプロジェクト）

町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会や加盟スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、スポーツ協会等と連携し、各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催するなど、スポーツを通じた健康で元気なまちづくりを進めていきます。

主な施策4 健康づくり・体力づくり事業の推進

町民全員が健康で元気なまちづくりを進めるため、大学等と連携し、成人向けの健康づくり・体力づくり事業を推進します。

重要施策 5

文化芸術・文化財

- 文化芸術団体の育成・支援をはじめ、文化芸術の振興に関する多様な取り組みを進めます。
- 芸術鑑賞機会の充実に向け、全町民を対象とした演劇やコンサートを開催するほか、本格的な音楽・劇場ホールで行われるミュージカルやクラシックコンサートに直にふれるため、芸術鑑賞バスツアー等を企画・開催します。
- 旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡等、先人たちの歩みを今に伝える貴重な文化財があります。今後も適切な保存や活用等に努め、多くの人達が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を提供します。

主な施策1 文化団体・指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化連盟や加盟文化団体等、各文化芸術活動団体（サークル・個人）の育成に努めます。

主な施策2 文化芸術にふれ、活動する機会の充実

- ①年齢層に合わせた芸術鑑賞会や芸術鑑賞バスツアーの企画・開催を図ります。特に、小・中学校では、子どもたちの豊かな創造力や思考力、表現力を育むため、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保やワークショップを実施します。
- ②文化芸術活動の成果を発表する場として、文化連盟と協働のもと町民文化祭を開催し、内容の充実に努めます。

芸術鑑賞事業参加者数



主な施策3 文化財の保存と活用

- ①月形樺戸博物館については、樺戸集治監の貴重な歴史を後世に伝える施設として、本田明二ギャラリーとともに適正な維持管理に努めます。また、日本遺産の構成文化財の一つとなっており、北海道遺産「北海道の集治監」でもあることから、本町を含め道内5ヶ所の地域と連携し、文化的価値の向上を目指します。
- ②旧樺戸集治監本庁舎や水道遺跡等の町指定文化財を適正に保存・活用し、歴史や文化を次世代に継承します。

重要施策 6

国際化・地域間交流

- ALTによる外国語教育、外国語講座の充実に努めるとともに、実用英語技能検定合格者の海外派遣を推進し、国際化に対応した人材の育成を進めます。
- 地域間の交流は、自らのふるさとの再発見や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるため、今後とも交流を継続していく必要があります。

主な施策1 国際感覚あふれる人材の育成

- ①ALTの活用等により、外国教育や国際理解を深める事業の充実を図ります。
- ②国際感覚あふれる人材の育成に向け、実用英語技能検定合格者の海外派遣を引き続き推進します。

国内外との交流活動の状況に関する町民の満足度



※町民の満足度の現状値は、令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策2 地域間交流の推進

友好交流関係にある市町村等との交流については、今後とも既存の交流事業を継続し、地域活性化や人材育成につなげられるよう努めます。

各施策とSDGsとの関係

																	
学校教育			○	○	○					○							
生涯学習				○							○						
青少年健全育成				○	○											○	
スポーツ			○	○							○						
文化芸術・文化財				○							○						
国際化・地域間交流																	

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。

未来の暮らしを支えるまちづくり

【現状と課題】

人口減少やこれに伴う市街地域の衰退が進む中、移住・定住の促進や交流人口の増加を目指した施策を推進する必要があります。

このため、まちのさらなる発展を見据えた快適な住環境づくりや利便性の高い公共交通の整備、情報化の一層の推進など便利で安全な生活基盤づくりを進めていく必要があります。

重要施策 1

土地利用

- 基幹産業である農業の維持・発展に向けた農地の保全・活用が功められているほか、環境保全の重要性が叫ばれる中、自然環境・景観や森林の保全に努めます。
- 市街地域の衰退が進む中、移住・定住の促進やにぎわいの場・交流の場の再生と創造等を目指した土地利用を進めます。

主な施策 1 土地利用関連計画等に基づく適正な規制・誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用関連計画や関連法、関連条例についての周知に努めるとともに、これらに基づく適正な規制・誘導に努めます。

主な施策 2 鉄道跡地の利活用等

- ①鉄道跡地は、農地を分断するなど営農及び耕作において支障を宗している箇所も多いことから、農作業効率の向上を目的とした農地活用を推進します。
- ②旧石狩月形駅周辺の鉄道跡地は、鉄路の記憶を感じることができる町民の憩いの場などとして活用を図ります。

重要施策 2

住宅施策

- 住宅建設・購入等に関する各制度による支援を引き続き行っていくとともに、既存の町営住宅の適正管理や耐用年数が過ぎた町営住宅の取り壊しを進めます。
- 移住・定住の相談体制や空き家・空き地バンク制度を充実させるとともに、町外通勤者をはじめとする人達の移住・定住の促進に向けた効果的な取り組みを推進します。

主な施策1 住宅建設・購入等に関する支援の推進 **創生総合戦略7 地域づくりと文化1 町**

- ①民間賃貸住宅等建設補助の周知を図るとともに、町民や町内事業者の意向を反映した制度への見直しを行い、民間賃貸住宅建設の促進に努めます。
- ②快適な住まいづくり住宅補助、あんしん住宅補助、リフォーム補助の各制度による支援を継続するとともに、各支援内容の拡充についても検討します。

民間賃貸住宅の戸数



民間賃貸住宅建設支援事業補助件数（5年間）



あんしん住宅補助によるバリアフリー化・省エネ化改修の件数（5年間）



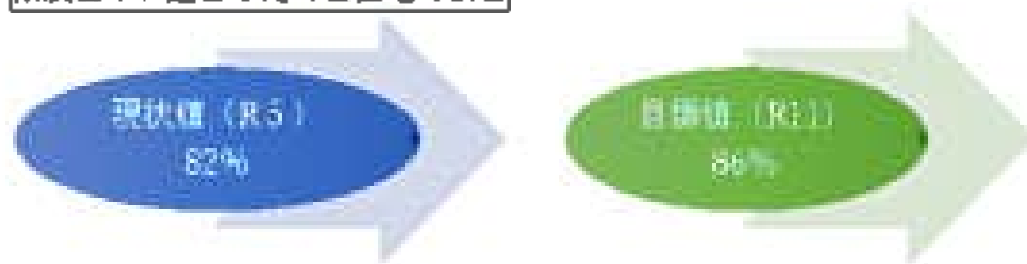
主な施策2 町営住宅の適正管理等の推進

- ①町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な管理に努めるとともに、耐用年数が過ぎた町営住宅については、取り壊しを進めます。
- ②社会・経済情勢や町民ニーズの動向、民間賃貸住宅の建設状況等を踏まえながら、将来的な町営住宅の建て替えの必要性について検討します。

町営住宅管理戸数



耐震基準に適合した町営住宅の割合



主な施策3 分譲宅地の販売促進

3ヶ所の分譲宅地について、販売方法の検討及びPR活動の充実を図り、販売促進に努めます。

分譲地売却率



主な施策4 移住・定住の促進に向けた取り組みの推進 **創生総合戦略** **重点プロジェクト**

- ①移住・定住についての相談に効果的に対応できるよう、移住相談ワンストップ窓口の一層の機能強化に努めます。
- ②若者や後継者の定住及びU・I・Jターンの促進に向け、既存の支援制度の拡充など効果的な支援制度を検討します。

定住化促進事業（住宅建設及び購入費）助成事業（5年間）



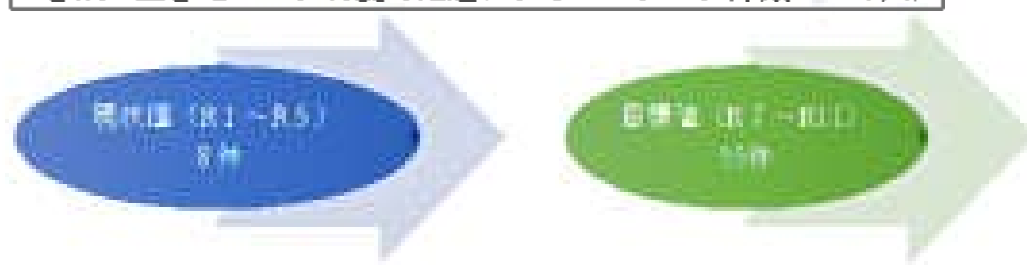
主な施策5 空き家対策の推進

- ①空き家バンク制度を通じて空き家の利活用促進を図ります。
- ②移住・定住を促進するため、民間事業者による空き家のリフォームに関する検討を進めます。

主な施策6 交流人口増加施策の推進

皆楽公園エリアへの観光客の誘客のほか、子育て中の家族を招き、子どもは認定こども園に通いながら家族で月形町に滞在できる暮らし体験（保育園留学）等を提供し、交流人口の増加を推進します。

空き家・空き地バンク制度の推進によるマッチング件数（5年間）



重要施策 3

道路・公共交通

- 国道・道道の整備促進や町道の整備、橋梁の長寿命化、道路の総点検等を計画的に推進します。
- ＪＲ札沼線の廃止に伴い、代替交通としての「札沼線バス」の運行と、中央バスの撤退による新たな運行事業者による路線バス事業を継続します。
- 町民の生活にとって身近な交通手段である路線バス等の交通結節点機能の確保に努めます。

主な施策 1 国道・道道等の整備促進

国道 275 号・道道の適正な維持管理及び整備について関係機関に要請します。

主な施策 2 町道の整備

- ①地域住民の要望等を踏まえながら、町道の改良・維持管理等を計画的に推進します。
- ②橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めます。

道路の整備状況に関する町民の満足度



※町民の満足度は調査年度、令和 5 年 10 月に実施した町民アンケート結果による。

橋梁の長寿命化整備率



主な施策3 公共交通の維持・確保創生総合戦略4／重点プロジェクト

- ①町民の日常生活に必要な交通手段である路線バス及びハイヤーについては、引き続き支援を行い、維持・確保を図るとともに、路線バスの利用が難しい地域に居住する町民の移動手段として重要な、定額ハイヤー事業を継続します。
- ②路線バス等の交通結節点機能の確保に努めます。

路線バスの利用者数



※路線バス乗降者数（令和5年10月～令和6年9月）の総利用人数。

地域内の生活交通（ハイヤー）の利用者数



重要施策4

情報化

○すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、スマートフォンの利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を図り、まち全体の情報化をさらに進めます。

主な施策1 情報サービスの充実創生総合戦略（構想的）／重点プロジェクト

- ①誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者と連携のもと、5G（第5世代移動通信システム）エリアの拡大や、光ファイバー網の適正な維持管理に努めます。
- ②町民が様々な情報を入手し、生活に役立てることができるよう、町公式ホームページを充実させるとともに、スマートフォンを利活用した情報サービスの提供に努めます。
- ③高齢者等スマートフォンの操作が不慣れな方が、必要な情報を入手することができるよう、スマートフォン教室の充実を図ります。

インターネット加入率



主な施策2 行政内部の情報化の推進

- ①庁内ネットワークサーバ機器の適切な更新と利活用、事務の効率化のために必要な新たなシステムの導入等により、行政内部の情報化を一層推進します。
- ②町民の個人情報をはじめとした行政運営上重要な情報の漏洩等を防ぐため、行政内部における情報セキュリティ対策を推進します。

主な施策3 自治体D.T.（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 **創生総合戦略（中間計画）／重点プロジェクト5**

- ①行政手続きのオンライン化に向けた取り組みを推進し、ICT（情報通信技術）を活用し、町民の利便性やサービスを向上させ、よりよい社会を目指します。
- ②2040年問題に対応するため、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくように努めます。
- ③働き方改革やペーパーレスに対応するため、電子決裁の導入について積極的に研究します。

各施策とSDGsとの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
土地利用											○						
住宅施策											○						
道路・公共交通									○		○						
情報化									○		○						

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。

ともに生き、ともに歩むまちづくり

【現状と課題】

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくためには、多様な人的資源を活かしながら、まち全体の自立力を一層強化していくことが求められています。

このため、「ともに生きる」という町民気質・地域風土等をさらに生かしながら、町民や町民団体、民間企業、大学等との協働体制の強化、コミュニティの活性化を進め、協働のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めていくとともに、財政の健全化や事務事業の見直しをはじめ、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

重要施策1

コミュニティ

- 町民の自主的な活動を促進するため、行政区に対する運営交付金の交付や町職員の地域担当制により、活動支援に努めます。
- 将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となるため、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続します。
- 多世代の町民が気軽に「集い、憩い、交流」できる場所づくりとともに、地域公共交通の結節点機能を有する地域の拠点整備を推進します。

主な施策1 コミュニティ活動の推進

町民の自主的な活動を促進するため、コミュニティ意識の高揚に努め、活力ある行政区・町内会運営が行えるよう、行政区運営交付金の交付を引き続き行います。また、行政区の再編などは、地域の自主性を尊重しながら支援を行います。

【コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度】



※町民の満足度に関する調査は、令和5年10月に実施した町民アンケート調査による。

主な施策2 コミュニティ活動の活性化

町民の交流と生活の利便性向上と、賑わいを創出し、地域コミュニティの活性化を図るため、地域拠点施設の整備を推進します。

重要施策2

町民参画・協働

- 町民の視点に立ったまちづくりを基本に、広報活動を推進するとともに、情報の提供に努めます。
- 各種審議会や委員会を通じて、町民参画のもとに行政計画の策定・推進に努めます。
- 人口減少に伴う担い手不足や、まちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、今後も町民の積極的な取り組みを促すための情報提供や啓発活動を進めます。

主な施策1 広報・広聴活動の充実

- ①広報「花の里つきがた」、「つきがた暮らしの便利帳」、町公式ホームページ、町公式LINE等による広報活動の一層の充実に努めます。
- ②町政懇談会、出前町長室等を通じて広聴活動の充実に努めます。

広報「花の里つきがた」をいつも読んでいる町民の割合



町のホームページを見たことがある町民の割合



主な施策2 情報の公開と提供

- ①町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報保護に配慮しながら、情報公開を推進します。
- ②町の状況を町民に理解してもらうため、各種統計調査の実施と「月形の統計」等による統計情報の提供等を行います。

主な施策3 町民等との協働体制の強化と地域を支える人材の育成 **創生総合戦略2**

- ①町の政策形成への町民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募、各種アンケートやパブリックコメントを実施していきます。
- ②まちづくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動として、町民団体やNPO法人、民間企業、大学等の参入を促進します。
- ③地域外からの人材の受け入れを進め、町の課題解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊制度の活用を推進します。

地域おこし協力隊の定住・定着件数



主な施策4 町民団体・NPO法人等への支援

既存の各種町民団体のほか、新たなまちづくり団体やNPO法人等の活動支援に努めます。

重要施策3

男女共同参画

- 広報紙等による意識啓発の推進や審議会・委員会等への女性の登用等を行い、女性の社会参画に努めます。
- 少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けて、女性の社会参画を促進します。

主な施策1 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会情行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発活動を推進します。

男女共同参画の状況に関する町民の満足度



※町民の満足度は概算値。令和5年10月に実施した町民アンケート結果による。

主な施策2 男女がともに活躍できる社会づくりの促進

仕事と家事や育児、介護の両立を図ることで、男女ともに仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現し、女性の社会参画を促進させ、男女がともに活躍できる社会づくりに努めます。

重要施策4

自治体経営

- 多様化する住民ニーズに的確に対応し、住民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めます。
- 人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図ります。
- 質の高いサービスを持続的に提供していくため、行政事務の効率化や経営資源の共同利用等を見据え、構成自治体と連携・協力し、定住自立圏の形成に向けた取り組みを進めます。

主な施策1 組織運営の適正化

時代に即した行政需要に的確に対応し、住民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方を検討し、事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修や人事評価制度を活用した職員の資質の向上等、さらなる改革を行い、持続可能な組織づくりを進めます。

主な施策2 効率的で無駄のない財政運営の推進

- ①中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- ②課税客体の的確な把握による公平な課税、滞納されている税及び使用料等の徴収強化、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等により、自主財源の確保を図ります。
- ③財政状況の確認・点検を常に行いながら、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案して事業の厳選と財源の重点配分を図り、効率的で無駄のない財政運営を推進します。
- ④ふるさと納税制度などを活用した自主財源の確保に取り組みます。

経常収支比率



実質公債費比率（3か年平均）



主な施策3 町民サービス等の向上

多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実や組織間の連携等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

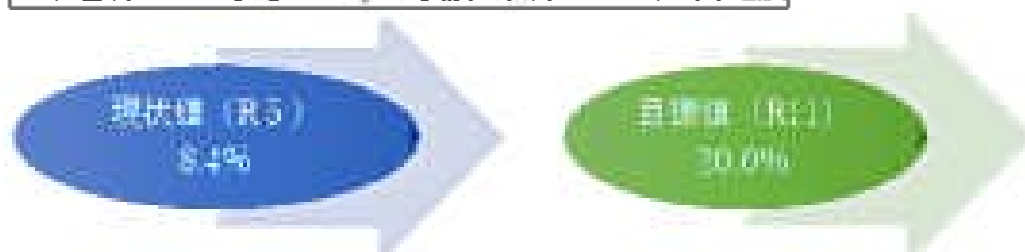
主な施策4 公共施設等の総合的な管理の推進 **町民プロジェクト5**

公共施設等の総合的な管理を通じ、財政負担の軽減を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設等総合管理計画の見直しを行い公共施設マネジメントの取り組みを進めます。

主な施策5 広域行政の推進 **創生総合戦略（横断的）** / **町民プロジェクト4**

- ①南空知ふるさと市町村圏組合による圏域の振興に向けた取り組みを推進します。
- ②防災や公共交通、ゴミ処理など行政事務の効率化や経営資源の行動利用のため、隣接自治体と連携・協力し、定住自立圏の取り組みを推進します。

広域連携によるまちづくりの状況に関する町民の満足度



※町民生活満足度調査結果。令和3年10月に実施した町民アンケート結果による。

各施策とSDGsとの関係

																	
コミュニティ									○								○
町民参画・協働											○						○
男女共同参画					○					○							
自治体協賛											○						○

※持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の詳細については、82ページをご確認ください。



持続可能な開発目標（SDGs）のまちづくりの視点

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。本町においても、SDGs の理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら市政運営に取り組むこととします。

	目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		目標 2 飢餓をゼロに
	目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		目標 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
	目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する
	目標 9 レジリエントなインフラを構築し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		目標 10 国内及び国家間の不平等を是正する
	目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の防止及び逆転、ならびに生物多様性の損失の防止を図る		目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する		